

浜田市告示第 69 号

浜田市市民協働活性化支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市市民協働活性化支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

浜田市市民協働活性化支援事業補助金交付要綱（平成 18 年浜田市告示第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「規則」という。」を削る。

第 2 条第 2 項第 3 号を次のように改める。

(3) 営利を目的とする団体

第 3 条を次のように改める。

（補助対象事業）

第 3 条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が市内において実施する市民協働のまちづくりの推進に資する事業であって、市民への波及効果が期待できるものとする。

第 5 条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

第 5 条に次の各号を加える。

(1) 補助対象者が初めて実施する内容の事業 20 万円

(2) 前号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる直近に実施した同一の内容の事業の参加者人数の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 500 人未満又は人数不明 5 万円

イ 500 人以上 1,000 人未満 10 万円

ウ 1,000 人以上 30 万円

第 7 条を第 8 条とする。

第 6 条の見出しを「(交付申請の期限)」に改め、同条中「規則第 4 条第 1 項に規定する補助金等交付申請書の提出期限」を「補助金の交付申請の期限」に改め、同条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（交付申請の回数）

第 6 条 補助金の交付申請は、1 年度につき 1 回に限りすることができる。

2 前項に規定するもののほか、前条第 2 号に規定する事業（同一の内容の事業を継続するものに限る。）に係る補助金の交付申請は、1 補助対象者につき 3 回に限りすることができる。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の浜田市市民協働活性化支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。